

平成29年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会会議録  
目 次

第 1 号 (5月23日)

招集告示	2
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
説明のための出席者	3
構成市職員出席者	4
事務局職員出席者	4
開会の宣告	5
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
管理者招集挨拶	6
議案第1号	6
議案第2号	10
閉会の宣告	14

◎ 招 集 告 知

柏、白、鎌環組第74号

平成29年5月12日

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会議員 各位

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会  
議 長 石 井 恵 子

平成29年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会の招集に  
ついて（通知）

本日、管理者から平成29年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会を招集する告  
示をした旨の通知がありましたので、告示の写し等を送付します。

なお、当日は、午後2時00分までに議場に参集願います。



◎ 招 集 告 示

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合告示第5号

平成29年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会を次のとおり招集する。

期 日 平成29年5月23日  
場 所 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合  
アクアセンターあじさい2階会議室

平成29年5月12日  
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合  
管 理 者 清 水 聖 士

# 平成29年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会

平成29年5月23日(火)

午後2時開会

## 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合暴力団排除条例の制定について  
日程第4 議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

## 出席議員(12名)

1番	森	谷	宏	議員	2番	小田川	敦子	議員
3番	石井	昭一	議員	4番	小易	和彦	議員	
5番	秋谷	公臣	議員	6番	日下	みや子	議員	
7番	小泉	嚴	議員	8番	田中	和八	議員	
9番	日暮	栄治	議員	10番	芝田	裕美	議員	
11番	石井	恵子	議員	12番	小泉	文子	議員	

## 欠席議員(なし)

---

## 説明のための出席者

管	理	者	清	水	聖	士	君		
副	管	理	者	秋	山	浩	保	君	
副	管	理	者	伊	澤	史	夫	君	
監	査	委	員	松	丸	幹	雄	君	
会	計	管	理	者	小	高	仁	志	君
事	務	局	長	渡	邊	忠	明	君	
事	務	局	次	長	篠	藤	和	夫	君
総	務	課	長	金	井		正	君	

あじさい所長	篠藤和夫君
しらさぎ所長	笠井雅之君
周辺整備室長	川名雅之君

---

構成市職員出席者

柏市廃棄物政策課長	荒巻幸男
白井市環境課長	川上利一
鎌ヶ谷市クリーン推進課長	中川聡

---

事務局職員出席者

しらさぎ所長補佐	鈴木朋彦
総務課庶務係長	栗原稔
総務課庶務係主査	塩澤義隆

午後 2時00分 開 会

◎開会の宣告

○議長（石井恵子議員） 皆様、こんにちは。本日はご多忙の中ご参集いただき、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、平成29年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

本定例会に提出されました案件は、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合暴力団排除条例の制定について、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、以上2件であります。配付漏れがないか、お調べ願います。配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

◎諸般の報告

○議長（石井恵子議員） 日程に先立ち、報告いたします。

本定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付してありますので、ご了承願います。以上で報告を終わります。

それでは、ここで本年4月1日より新しく就任されました小高仁志会計管理者に自席にてご挨拶をお願いいたします。

○会計管理者（小高仁志君） 本年4月1日付で当組合の会計管理者となりました。鎌ヶ谷市会計管理者の小高と申します。引き続きよろしく願いいたします。

○議長（石井恵子議員） ありがとうございます。

以上で紹介を終わります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（石井恵子議員） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、5番、秋谷公臣議員、6番、日下みや子議員を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（石井恵子議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井恵子議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

◎管理者招集挨拶

○議長（石井恵子議員） それでは、ここで管理者から招集のご挨拶をお願いします。

管理者。

○管理者（清水聖士君） 平成29年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。議員の皆様におかれましては、当組合の重要案件につきましてご審議いただくためご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会におきましてご審議いただく案件は、議案2件であります。議案の説明に先立ちまして、諸般の報告をさせていただきます。

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合規約の変更につきましては、組合の共同処理する事務に、都市公園の設置及び管理運営に関する事務を加えるべく、変更手続を進めていたところでございますが、構成市の3月議会において組合規約の変更に関する議案が議決されたことから、千葉県に対し、組合規約の変更許可申請書を提出し、去る4月21日に変更許可の通知がございました。

今後は周辺整備事業につきまして、廃棄物処理施設周辺整備実施計画における整備優先エリアの基本設計業務を行い、事業を着実に推進し、周辺環境の向上を図ってまいります。

それでは、今回上程いたしました議案につきまして、順次ご説明させていただきます。

初めに、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合暴力団排除条例の制定につきましては、暴力団の排除を推進し、住民の平穏な生活及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的に、暴力団の排除に関し基本理念を定め、組合及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する事項を定めようとするものでございます。

次に、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大、介護時間の新設、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等について定めようとするものでございます。

以上がこのたびご提案いたしました議案の概要でございますが、詳しくは後ほど担当よりご説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

---

◎議案第1号

○議長（石井恵子議員） 日程第3、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合暴力団排除条例の

制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（渡邊忠明君） 議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合暴力団排除条例の制定につきましてご説明申し上げます。

本案は、暴力団の排除を推進し、住民の平穏な生活及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的に、暴力団の排除に関し基本理念を定め、組合及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する事項を条例として定めることにより、暴力団排除の取り組みを内外に示し、各種施策を積極的に推進することで、社会全体での暴力団排除の基盤となることから、当条例を制定しようとするものでございます。

それでは、内容につきましてご説明申し上げます。

第1条は、本条例の目的を規定するものでございます。

第2条は、この条例におきまして、規制対象とする暴力団等の用語について、第3条では、この条例の基本理念について規定するものでございます。

第4条及び第5条におきましては、組合及び事業者の責務を規定し、第6条は、暴力団の排除を推進するための取り組みが、住民に不当な侵害を生ずることのないよう、条例の適用上の注意を規定するものでございます。

第7条は、公金が暴力団の活動資金として利用されることを阻止するために、組合の事務または事業で、暴力団に利益を与えないための措置を講ずることを規定するもので、同条第2項では、組合の事務、事業から暴力団の排除を行う上での暴力団に関する情報を収集するための根拠を規定し、第3項では、当事者間の契約だけでなく、その下請等の関連契約からの暴力団の排除を推進することを規定するものでございます。

第8条は、組合がみずからの姿勢として県及び関係市が実施する施策に関する必要な協力を行うことについて規定し、第9条では、暴力団の排除に取り組む事業者に対し、組合が情報の提供等の支援を講ずることについて規定するものでございます。

第10条は、事業者等における暴力団排除の機運の醸成を図るために、組合が広報活動を行うことを規定するものでございます。

第11条では、組合が行う支援や広報活動に関して、その実効性を高めるために、管轄署との連携を図ることについて規定し、第2項は、警察が行う保護措置に関して組合が必要な協力を行うことについて規定するものでございます。

第12条は、利益の供与は、社会的に認められる行為ではないという規範を明確にするために規定するものでございます。

第13条では、この条例の施行に関して必要な事項は管理者が別に定めることを規定し、最後に附則

で、この条例の施行を公布の日からとするものでございます。

以上で議案第1号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石井恵子議員） これより質疑を行います。

開始に当たり、議長からお願い申し上げます。

発言者におかれましては、議案質疑は3問制で行います。答弁者におかれましては、的確、簡明な答弁に努められますようお願いいたします。

事前に通告がありました小田川議員について質疑を認めます。

小田川議員。

○2番（小田川敦子議員） 皆様、こんにちは。白井市の小田川敦子でございます。ただいま提案されました議案第1号について、4点の質疑をいたします。

まず1点目、暴力団排除条例は、千葉県においては平成23年9月1日に、県内市町村においては平成25年1月1日をもって施行されています。当組合において、この時期に条例の提案がなされた理由についてお伺いいたします。

2点目、第5条の「（事業者の責務）」に含まれる事業者について、具体的にお示しください。

3点目、第7条第3項において「下請契約その他の当該契約に関連する契約の相手方から暴力団員等又は暴力団密接関係者を排除するための必要な措置を講ずるよう求めるものとする。」とあります。また、第11条においては「組合は、第9条に規定する支援及び前条に規定する措置を講ずるに当たっては、管轄署との連携を図るものとする。」と書かれています。そこで質問いたしますが、連携する管轄署とは具体的にどこなのか。また、条例が制定された後、どのようにして実効性を確保していくのか、お伺いいたします。

4点目、第10条の中にある「広報活動の充実」、それから「学習の機会の提供」とありますが、この広報活動等について具体的にお示しください。

○議長（石井恵子議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（渡邊忠明君） ただいまの議案第1号のご質疑についてお答えいたします。お尋ねは4点ございました。

初めに、ご質疑の1点目、本定例会での条例提案の理由についてお答えいたします。

暴力団排除条例につきましては、千葉県内市町村では平成25年1月1日までに全市町村において施行されており、県内の一部事務組合では、既に施行されている団体、これから条例を制定する団体など、さまざまな状況となっています。このような中、千葉県警察本部では、未制定地域に暴力団が集中するおそれがあることや社会全体で暴力団の排除を推進することを目的に、未制定団体に対し、暴力団排除条例等の整備について働きかけを行っているところでございます。

当組合におきましても、平成29年2月27日に千葉県警察本部より条例制定の依頼があったことから、



直近の議会となる本定例会において提案させていただいたところでございます。

次に、2点目の条例第5条の「(事業者の責務)」に含まれる事業者についてでございますが、この条例における事業者とは、組合格約第3条第1号及び第2号に規定する処理区域内で事業活動を行う法人その他の団体または個人となります。具体的に申し上げますと、株式会社などの会社、公共法人、宗教法人や医療法人などの公益法人などの法人、個人の場合は、卸売業や小売業初め取引の仲介や運送、請負などの業を営んでいる方となります。

3点目の条例第11条における連携する管轄署及び暴力団排除に関する実効性の確保についてでございますが、初めに連携する管轄署につきましては、組合事務局の所在地である鎌ヶ谷市域を管轄する鎌ヶ谷警察署となります。

次に、暴力団排除に関しての実効性を確保していくための方策といたしましては、組合、千葉県警察本部及び管轄署が暴力団排除などを連携して行うため協定を締結し、組合が行う入札や契約などの相手方が暴力団関係者に該当するかなどの警察からの情報提供により、暴力団の排除を推進していくこととなります。

最後に、4点目の条例第10条に規定する広報活動及び学習機会の提供についてでございますが、千葉県警察本部などと連携した取り組みとなりますが、広報活動につきましては、組合ホームページを活用した暴力団員による不当な行為の防止に関する知識の普及を行うことなど、また学習機会の提供につきましては、暴力団の排除の意識醸成や機運向上を図ることを目的とした集会や会議の開催などが想定されるところでございます。

○議長(石井恵子議員) 小田川議員。

○2番(小田川敦子議員) それでは、2回目の質問を2点させていただきます。

今回の提案は、千葉県警察本部からの依頼により上程されたということで承知いたしました。まず、先に施行された市町村の暴力団排除条例の中から、特にこの組合を構成する柏市、鎌ヶ谷市、白井市の条例と比較をしてみたところ、記載内容の中に市民の責務に関する内容がありませんでしたが、その理由についてお伺いいたします。

2点目、この条例が制定された後の要綱の策定予定と時期についてお伺いいたします。

○議長(石井恵子議員) 総務課長。

○総務課長(金井 正君) ご質疑の2点についてお答えいたします。

まず1点目、市民の責務についてでございますが、地方自治法においては、一部事務組合の構成員は、組合を組織する地方公共団体であり、住民はあくまでも組合に対しては間接的に構成員となるにとどまると解されていること、また既に構成市の条例に規定されていることから、他の一部事務組合と同様に市民の責務に関する条文を規定していないものでございます。

2点目、要綱の策定予定についてでございますが、暴力団排除条例の基本理念に基づき、具体的な排除対象や排除方策を規定するために制定する予定でございます。また、時期についてでございます

が、条例の施行に合わせて行いたいと考えております。

以上です。

○議長（石井恵子議員） 小田川議員。

○2番（小田川敦子議員） 3回目は意見という形で述べさせていただきたいと思います。この条例が施行されると、入札や契約の段階で暴力団や暴力団関係者ではないことを申告することになりますので、結果として暴力団の事業活動を排除していく方向に働き、それは目的でもある住民の平穏な生活及び事業活動の健全な発展につながる有益な条例だと考えます。条例制定後は速やかに事業者に向けた広報活動と定期的な学習の機会や情報提供をすることに努め、暴力団排除を推進するための基盤整備を進めていただきたいと思います。そして、万が一通報等により疑わしい事業者があらわれたときには、速やかに警察へ確認を依頼し、必要な場合には、通報者の安全、場合によっては組合職員さんたちの安全を確保するなど、警察と協力連携を図っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（石井恵子議員） 以上で小田川議員の質疑を終結いたします。

議案第1号については、討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（石井恵子議員） 起立全員でございます。

よって、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合暴力団排除条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

### ◎議案第2号

○議長（石井恵子議員） 日程第4、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（渡邊忠明君） 議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大する等の改正を行うものでございます。

また、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、介護時間を創設し、介護を行う職員の時間外勤務等の制限に係る規定の整備を行うほか、その他所要の改正を行うものでございます。

それでは、主な内容につきましてご説明申し上げます。

第1条は、組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。

条例第8条の2は、要介護者のある職員について、時間外勤務の制限を加えるとともに、子の範囲を見直し、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子を加えるものでございます。

第15条の2は、要介護者のある職員について、介護のために1日の勤務時間につき勤務しないことが相当であると認められる場合に取得できる介護時間を新設するものでございます。

次に、第2条は、組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。

条例第2条は、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するものでございます。

第2条の2は、育児休業の対象となる子の範囲を見直し、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子を加えるものでございます。

次に、第3条は、職員の給与の特例に関する条例の一部改正でございます。介護休暇及び介護時間については、無給の休暇であることから、給与に関しても所要の改正を行うものでございます。

最後に、附則で、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第2号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石井恵子議員） これより質疑を行います。

事前に通告がありました日下議員について質疑を認めます。

日下議員。

○6番（日下みや子議員） 皆さん、こんにちは。柏の日本共産党の日下みや子です。

議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について質疑をいたします。

2017年1月から改正育児介護休業法が施行されました。男女ともに仕事も生活も大切にしながら働き続けたいという労働者の願いは、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法を制定させ、たび重なる改正が行われてきました。その背景には、日本政府も批准した女性差別撤廃条約があり、条約は、あらゆる形態の女性差別をなくし、事実上の男女平等を実現する具体的措置をとることを求めています。改正育児・介護休業法が理解されて、職員に周知され、権利が行使できるように、以下質疑をいたします。

1点目、改正する条例の第1条では、職員の時間外勤務の制限について、3歳に満たない子のある職員だけであったものを、要介護者のある職員や養子縁組等、子の範囲も拡大するというものです。そこで伺いますが、ここでの制限とはどのような制限なのか、また過去の実績はどうか、お示しいただきたいと思っております。

2点目、時間外勤務にかかわって一般の職員について伺います。今、日本の長時間労働は、国際語として「カローシ」を生み出すほど過酷になっています。この状況は、民間だけでなく、地方自治体

の職場も同様で、長時間労働による過労死を出し、労働基準監督署から是正勧告が出された自治体もあるといった状況です。当組合の職員の時間外勤務の状況はどうか。また、深夜勤務はあるのか、伺いたいと思います。

3点目、条例案第15条の2では、要介護のある職員について、介護休暇とは別に介護時間の休暇制度が新設されるとのことです。この介護時間の休暇をとった場合は、どんな勤務形態になるのでしょうか。

4点目、条例第2条で、非常勤職員の育児休業の取得要件が緩和されるとのことです。説明の文書ではわかりにくいので、職員にとってどのように有利になるのか、説明をお願いいたします。

5点目、当組合の常勤と非常勤の職員の構成はどうなっているのでしょうか、お示しいただきたいと思います。

以上、1問目です。よろしく申し上げます。

○議長（石井恵子議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（渡邊忠明君） ただいまの議案第2号のご質疑についてお答えいたします。お尋ねは5点ございました。

初めに、ご質疑の1点目、具体的な時間外勤務の制限及び過去の実績についてお答えいたします。

現条例では、育児または介護を行う職員の時間外勤務及び深夜勤務の制限は、当該子を養育するために請求した場合などにおいて、公務の運営に支障がある場合を除き、正規の勤務時間以外の時間に勤務をさせることができないこととなっております。また、今回の改正では、要介護者のある職員につきましても、時間勤務の制限を追加することとなります。なお、過去の実績でございますが、平成28年度では時間外勤務及び深夜勤務の制限を請求した職員はございませんでした。

次に、2点目の一般の職員の時間外勤務の状況及び深夜勤務の実績でございますが、一般職職員の時間外勤務の状況につきまして、平成28年度の実績で申し上げますと、時間外勤務の対象となる職員は15名で、時間外勤務の総合計は1,635時間、月平均109時間となっております。1人当たりの平均に換算いたしますと、時間外勤務の年間平均は136.3時間、月平均は9.1時間となっております。

次に、一般職職員の深夜勤務、これは午後10時から翌日午前5時まででございますが、平成28年度における実績では1名おり、年間の勤務時間は5時間となっております。なお、当該職員は、条例に基づく深夜勤務の制限の対象となる職員には該当いたしません。

次に、3点目の介護時間、休暇制度における勤務形態についてでございますが、介護時間は、職員が、負傷、疾病、または老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者、いわゆる要介護者の介護及び必要な世話をを行うため、1日の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合に取得できる休暇でございます。

介護時間の勤務形態につきましては、1日の正規の勤務時間の初め、または終わりにおいて、2時

間の範囲内で30分を単位として取得することが可能となり、要介護者のおのおのが当該介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、連続する3年の期間内で取得することができるものでございます。

続きまして、ご質疑の4点目、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和についてでございますが、改正前では、子が1歳に達する日から1年を経過するまで雇用契約が続く見込みがある職員が対象となっておりましたが、改正後では、子が1歳6カ月に達する日まで雇用契約が続く見込みがある職員が対象となり、必要な雇用契約の期間が6カ月間短縮されることから、非常勤職員が制度を利用しやすくなるものでございます。

最後に、ご質疑の5点目、当組合における常勤、非常勤の職員構成でございますが、平成29年4月1日現在における常勤の一般職職員及び非常勤職員の構成につきましては、常勤の一般職職員が21名、非常勤職員が8名となっております。

○議長（石井恵子議員） 第2問、日下議員。

○6番（日下みや子議員） 職員の時間外勤務の制限について、平成28年度では請求した職員はいないとのことでしたが、過去にはどうだったのか。制度は活用されてきたのか、伺います。

2点目、職員の時間外勤務の制限の対象拡大や要介護者のある職員の介護時間の休暇制度が真に実効性のあるものとして活用されるようになるためには、制度の周知や職員体制の補強等がなければなりません。どのように取り組んでいこうとお考えなのか、伺いたいと思います。

3点目、労働基準監督署から勧告を受けたある自治体の職場では、年間1,000時間を超える時間外勤務を行っていた職員が20人にも上っていました。このような自治体と比較すれば、当組合職場の労働環境は健全なのかなと思いますが、いただいた資料では、年間の時間外勤務の全職員の合計で、26年度93.3時間、27年度123.9時間、28年度136.3時間と徐々にふえております。その原因はどんなことにあるのか伺います。

以上、2問目です。よろしく申し上げます。

○議長（石井恵子議員） 総務課長。

○総務課長（金井 正君） ご質疑の3点についてお答えいたします。

1点目、職員の時間外勤務の制限についての過去の活用状況についてでございますが、平成27年度以前においても請求した職員はございませんでした。

2点目、制度についての周知方法についてでございますが、文書の配付や必要に応じて個別に説明することにより周知を図っていきたいと考えております。

また、時間外勤務の制限や介護時間等の取得に伴う職員体制の補強等についてでございますが、必要に応じて臨時職員等の活用により対応していきたいと考えております。

最後に、時間外勤務が増加している主な要因についてでございますが、統一的な基準による地方公会計の整備など新たな事務が加わったことや、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律や行政不服審査法などの法令整備に伴う組合条例等の整備や事務対応が増加した

ことによるものでございます。

また、平成26年、27年度に実施しましたダイオキシン類対策事業等への対応や施設の維持管理に係る事務が増加したことによるものでございます。

以上です。

○議長（石井恵子議員） 日下議員。

○6番（日下みや子議員） 意見として述べさせていただきたいと思います。女性差別撤廃条約は、締約国が全て経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享受について、男女平等の権利を確保する義務を負うとしています。日本の長時間過密労働で、男性が育児、家事に参加できない状態や、女性だけが育児休業や家族の責任を果たすために休まざるを得ない実態は、条約の趣旨から外れていると言わざるを得ません。先ほどの答弁で職員の時間外勤務の制限について、平成27年度以前も請求した職員がいなかったとのことでした。なぜか。周知不足なのか、職員体制の問題なのか、その必要性がなかったのか。その他、育児・介護休業法の諸制度はきちんと活用されているのか。当組合の構成市の白井市にも労働組合がないとお聞きしました。とりわけ管理者には、諸制度の活用についての総点検と制度の周知徹底を求めたいと思います。加えて政府が進める働き方改革で、残業時間の上限を年間720時間などとする案を出したことについて、残業の限度を週15時間、月45時間、年間360時間を定めた大臣告示の2倍もの残業を許容するものであり、時代に逆行し、労働環境をますます悪化させる以外の何物でもないことを主張して質疑を終わります。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 以上で日下議員の質疑を終結いたします。

議案第2号については、討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（石井恵子議員） 起立全員でございます。

よって、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（石井恵子議員） 以上をもって本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成29年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会を閉会いたします。

午後 2時37分 閉会